

平成19年かすみがうら市規則第28号

かすみがうら市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、かすみがうら市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成19年かすみがうら市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等)

第2条 条例第3条の規則で定める申請書は、公の施設の指定管理者指定申請書(様式第1号)とする。

2 条例第3条第1号の規定による事業計画書は、公の施設の事業計画書(様式第2号)と、同号の収支予算書は、公の施設の収支予算書(様式第3号)とする。

3 条例第3条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定款又は寄附行為の写し及び当該法人の登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)

(2) 活動状況、経営状況等が確認できる事業報告書及び収支決算書

(3) その他市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)が必要と認める書類

(選定等の通知)

第3条 条例第7条の規定による通知書は、公の施設の指定管理者の候補者選定通知書(様式第4号)及び公の施設の指定管理者の候補者不選定通知書(様式第5号)とする。

(指定等)

第4条 条例第8条第1項の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定を受ける者に対し、公の施設の指定管理者の指定通知書(様式6号)により通知するものとする。

2 条例第8条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 管理させる施設の名称

(2) 指定管理者の名称及び所在地

(3) 指定した期間

(事業の報告)

第5条 条例第10条に規定する報告書は、公の施設の指定管理者事業報告書(様式第7号)とする。

(指定の取消し等)

第6条 条例第12条第1項の規定による指定の取消しは、公の施設の指定管理者指定取消通知書(様式第8号)によるものとする。

2 条例第12条第1項の規定による管理業務の停止命令は、公の施設の管理業務停止命令書(様式第9号)によるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

かすみがうら市長又は
かすみがうら市教育委員会

本店又は主たる事業所の所在地
申請者 法人名又は団体名
代表者氏名 ④
電話番号

公の施設の指定管理者指定申請書

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、かすみがうら市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称及び所在地
- 2 添付書類
 - (1) 定款又は寄附行為の写し及び当該法人の登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
 - (2) 申請者の活動状況、経営状況等が確認できる前事業年度における事業報告書及び収支決算書
 - (3) 事業計画書(様式第 2 号)及び収支予算書(様式第 3 号)
 - (4) 国税及び地方税の納税証明書(公募の開始以降に交付されたものに限る。)又は納税義務がない旨の理由を記載した申立書
 - (5) その他市長又は教育委員会が必要と認める書類

注：申請者は、法人にあつてはその印鑑登録印を、その他の団体にあつては代表者の印鑑登録印を押印し、その証明書を添付しなければならない。

様式第2号(第2条関係)

公の施設の事業計画書

1 申請法人(団体)の概要

事業名			
申請年月日	年	月	日
法人名 (団体名)			
代表者氏名		設立年月日	年 月 日
法人(団体) 所在地			
電話番号		FAX	
E-mail		URL	

2 現在運営している施設

運営に係る類似施設名	所在地	主な事業内容

3 事業計画(別紙可)

【1 申請団体の理念等に関する事項】

① 団体の経営方針等

② 指定管理者の指定を申請した理由

【2 施設の管理運営を行うに当たっての経営方針等に関する事項】

施設管理の経営方針(施設の現状に対する考え方及び将来展望)

【3 施設の管理に関する事項】

1 職員の配置及び業務分担に関する計画

(指揮命令系統が分かる組織図を別添すること。)

2 職員の勤務体制に関する計画(勤務時間、勤務表等)

3 管理経費に関すること。

4 その他

【4 施設の運営に関する事項】

- 1 利用者への対応等サービス向上に関する計画
(要望の把握及び実現策、トラブルの防止策等)

- 2 施設利用の向上に関する計画

- 3 運営経費に関すること。

- 4 その他(地域との連携, 他施設との連携等)

【5 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項】

【6 緊急時における対策に関する事項】

- ① 防犯及び防災の対応

- ② その他緊急時の対応

【7 その他】(特記すべき事項があれば記入してください。)

自主事業実施計画書(年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

様式第3号(第2条関係)

公の施設の収支予算書(年度)

事業名 _____

(単位：千円)

		予算額	説明
収入合計(A)			
科目	指定管理料		
	利用料金収入		
	自主事業収入		
支出合計(B)			
科目	人件費		
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	施設管理費		
	使用料及び賃借料		
	自主事業費		

* 支出の部の科目欄は、具体的に記入してください。また、説明欄は積算基礎その他詳細に記入してください。

* 記載する項目が多い時には、この様式で定める項目について、別紙により作成して提出することもできます。

* 収支予算書は、申請団体の会計年度ごとに作成してください。

様式第 4 号(第 3 条関係)

第 号

年 月 日

本店又は主たる事業所の所在地

法人名又は団体名

代表者氏名

かすみがうら市長又はかすみがうら市教育委員会 印

公の施設の指定管理者の候補者選定通知書

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の指定については、かすみがうら市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条（第 5 条）の規定により審査した結果、次のとおり決定しましたので、通知します。

公の施設の 名称	
決定の内容	指定管理者の候補者に選定しました。 (注) この後、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を経て、上記公の施設の指定管理者として指定する予定です。
備考	

様式第 5 号(第 3 条関係)

第 号

年 月 日

本店又は主たる事業所の所在地

法人名又は団体名

代表者氏名

かすみがうら市長又はかすみがうら市教育委員会



公の施設の指定管理者の候補者不選定通知書

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の指定については、かすみがうら市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条（第 5 条）の規定により審査した結果、次のとおり決定しましたので、通知します。

公の施設の名称	
決定の内容	指定管理者の候補者に選定しませんでした。
不選定の理由	
備考	

様式第 6 号(第 4 条関係)

第 号

年 月 日

本店又は主たる事業所の所在地

法人名又は団体名

代表者氏名

かすみがうら市長又はかすみがうら市教育委員会 印

公の施設の指定管理者の指定通知書

年 月 日付けで選定の通知をしました指定管理者については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を経て、次のとおり指定しましたので、通知します。

公の施設の名称	
決定の内容	指定管理者に指定しました。
指定の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
備考	

様式第7号(第5条関係)

年 月 日

かすみがうら市長又は

かすみがうら市教育委員会

本店又は主たる事業所の所在地

法人名又は団体名

代表者氏名

印

指定管理者事業報告書

管理業務を実施したので、かすみがうら市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条の規定に基づき、年度の実施事業の状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 指定管理者として指定する公の施設の名称及び所在地
- 2 管理業務の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 管理業務の実施状況及び公の施設の利用状況に関すること
- 4 利用料金その他の収入金に係る収入の実績に関すること
- 5 管理業務に係る経費の収支状況に関すること
- 6 その他市長等が必要と認める事項

様式第8号(第6条関係)

第 号

年 月 日

本店又は主たる事業所の所在地

法人名又は団体名

代表者氏名

かすみがうら市長又はかすみがうら市教育委員会 印

指定管理者指定取消通知書

公の施設の指定管理者の指定を取り消したので、かすみがうら市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 指定管理者として指定を取り消す公の施設の名称及び所在地
- 2 取消しの理由

注1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、かすみがうら市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、かすみがうら市を被告として、訴えを提起しなければなりません。この場合、訴訟においてかすみがうら市を代表するものは、かすみがうら市長となります。

ただし、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号(第6条関係)

第 号

年 月 日

本店又は主たる事業所の所在地

法人名又は団体名

代表者氏名

かすみがうら市長又はかすみがうら市教育委員会 印

管理業務停止命令書

かすみがうら市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり公の施設の管理業務の停止を命じます。

- 1 指定管理者として管理業務を停止する公の施設の名称及び所在地
- 2 停止の業務
- 3 停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 停止の理由

注1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、かすみがうら市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、かすみがうら市を被告として、訴えを提起しなければなりません。この場合、訴訟においてかすみがうら市を代表するものは、かすみがうら市長となります。

ただし、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。